

廃棄物規制課

〇. 適正処理の更なる推進と循環型社会の形成に向けた廃棄物処理法の産業廃棄物に係る規定の合理的運用について

都道府県・政令市におかれでは、日々、産業廃棄物の適正処理の推進に向けて、廃棄物処理法の適切な運用に御尽力いただいていることに感謝申し上げる。

しかしながら、一部の自治体において、廃棄物処理法全体の目的や各規定の趣旨等を考慮しない非合理的な運用がなされている事例が散見されるところである。

具体的には、廃棄物処理法（同法に基づく政令、省令及び告示等を含む。以下本項において同じ。）の文言のみに囚われた形式的な解釈や、産業廃棄物処理業者の合理的な実務を踏まえない運用、廃棄物処理法で定める書類以外に多くの書類の提出を求める指導など、産業廃棄物処理業者に対して過度の負担を強いいる行政実務が見られるところである。

その一方、不適正処理案件等について、長期間漫然と行政指導のみを繰り返し、廃棄物処理法に定める各種命令権限等を適時適切に行使しないまま、生活環境保全上の支障を生じさせ、更に拡大させてしまっている事例も跡を絶たない。

産業廃棄物の適正処理の更なる推進と循環型社会の形成の担い手は、産業廃棄物処理業者であり、その中核となるのが優良な処理業者である。優良な処理業者の存在無くして、適正処理はあり得ず、その先の循環型社会の形成もあり得ない。このため、平成30年6月に閣議決定された第4次循環型社会形成推進基本計画にも「優良産業廃棄物処理業者の育成」が明記されているところである。逆に、産業廃棄物の適正処理と循環型社会形成の妨げとなる悪質な処理業者に対しては、排除に向けた取組をこれまで以上に強化しなければならない。

産業廃棄物の適正処理の推進と循環型社会形成に向けて、優良な処理業者を育成し、悪質な処理業者を排除する取組で最も重要な役割を果たすのが、産業廃棄物に係る廃棄物処理法上の権限を有する都道府県及び政令市である。したがって、産業廃棄物の適正処理の更なる推進と循環型社会の形成という産業廃棄物行政の目的を達成するために

は、都道府県及び政令市における廃棄物処理法の合理的な運用が決定的に重要である。

このような観点から、各都道府県・政令市においては、以下の事項を常に念頭に置きながら、産業廃棄物に係る廃棄物処理法の規定の合理的な運用に努めていただきたい。

①産業廃棄物の適正処理の更なる推進と循環型社会の形成の担い手は、産業廃棄物処理業者であり、その中核となるのが優良な処理業者であること。

②各都道府県・政令市における廃棄物処理法担当者1人1人の業務運営方針や言動が、優良な処理業者の育成と悪質な処理業者の排除に当たって大きな影響力を有し、重要な役割を果たしていること。

③産業廃棄物処理業者等に対する行政指導等から得られた様々な情報を踏まえ、優良な処理業者と悪質な処理業者を的確に見極めた上で、メリハリを付けて産業廃棄物行政を遂行すること。（各自治体における厳しい財政・人員の制約の中で産業廃棄物行政の成果を出すためには、メリハリを付けた業務遂行が不可欠である。）

④廃棄物処理法の目的は、廃棄物の適正処理を通じた生活環境の保全及び公衆衛生の向上であり、この目的を実現するために設けられた各規定の趣旨を踏まえ運用すること。その際には、当該規定のみならず、廃棄物処理法の他の規定、循環型社会形成推進基本法、各種リサイクル法など関連法令も勘案し、全体最適となるような運用を心がけること。

⑤従来からの指導方針や解釈等を漫然と踏襲したり、前例が無いことを理由にしたりするのではなく、近時における産業廃棄物処理及び産業廃棄物処理業界における状況の変化を踏まえて、産業廃棄物行政を遂行すること。更には、産業廃棄物処理及び産業廃棄物行政のイノベーションも意識して取り組むこと。

環境省としても、後述するように規制・手続の合理化に取り組んでいるところである。各地方公共団体におかれても、取組に御協力いただくとともに、さらなる改善の提案があればお寄せいただきたい。

1. 排出事業者責任について

排出事業者責任については、廃棄物処理法第3条第1項において、事業者がその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないと規定されており、また、同法第11条第1項において、事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならないと規定されている（排出事業者責任）。その重要性については、かねてから通知等により周知を図ってきたところである。

平成29年2月の中央環境審議会「廃棄物処理制度の見直しの方向性（意見具申）」においても、「排出事業者が、自らの責任で主体的に行うべき適正な処理事業者の選定や処理料金の確認・支払い等の根幹的業務を、規制権限の及ばない第三者に委ねることにより、排出事業者としての意識が希薄化し、適正処理の確保に支障を来すことのないよう、都道府県・市町村、排出事業者等に対して、排出事業者の責任の徹底について改めて周知を図るべき」と指摘を受けたことを踏まえ、排出事業者責任とその重要性及び規制権限の及ばない第三者のあっせん等による不適正処理のおそれについて、「廃棄物処理に関する排出事業者責任の徹底について（通知）」（平成29年3月21日付け環廃対発第1703212号環廃産発第1703211号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長・産業廃棄物課長通知）を発出した。

また、排出事業者が果たすべき責務（適正な処理料金による委託や現地確認による処理状況の確認など）をチェックリストにまとめた「排出事業者責任に基づく措置に係る指導について（通知）」（平成29年6月20日付け環廃産発第1706201号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）を発出した。

排出事業者は、委託する処理業者を自らの責任で決定し、処理委託内容の根幹的内容を排出事業者と処理業者の間で決定するものであり、これらの内容の決定を規制権限の及ばない第三者に委ねることにより、排出事業者責任の重要性に対する認識や排出事業者と処理業者との直接の関係性が希薄になり、不適正処理につながるおそれがある。

このように、排出事業者の責任は極めて重いものであり、排出事業者においては、こ

これらの点を十分認識した上で、自らの事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理することが強く求められる。

また、産業廃棄物の処理を委託する場合にあっては、廃棄物処理法第12条第7項において、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めることとされている。これに関し、具体的な措置として自治体の条例において現地確認を義務付けること等を定めているものが見受けられるところであるが、「必要な措置」とは、注意義務の履行として求められるあらゆる措置をいうものであり、施設を実地確認する方法や他者が間接的に確認する方法などの措置を講ずれば免責されるというものではない。この注意義務は、例えば現地確認を他者に任せきりにするなどによって果たせるものではなく、排出事業者自らの責任において適切に履行すべきものである。

この点について、デジタル技術の進展により、オンラインでの産業廃棄物の処理の状況に関する確認を実施している事例もあるが、現地確認の義務付け又は指導に対して、オンライン会議システムを活用できる項目は遠隔で確認することや、同一施設に処理を委託しているグループ会社について一括して遠隔確認することを可能にすべきとの要望が寄せられているところである。現地確認を義務付け又は指導している都道府県・政令市におかれでは、こうした手法が注意義務の履行として適切と認められる場合は、柔軟な対応をお願いしたい。

また、上記の注意義務を怠った場合や排出事業者の委託基準及び管理票の義務等に係る違反によって、不適正処理が行われた場合又はそのような義務等に何ら違反していないが適正な対価を負担していない等の一定の要件を満たす場合において生活環境保全上の支障が認められるときは、積極的に措置命令を発出するなど、不適正処理を行った者のみならず、排出事業者の責任を追及することも重要である。令和3年4月に改定した「行政処分の指針について」（令和3年4月14日付け環循規発第2104141号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知）を踏まえ、事案に応じて、排出事業者の責任の追及をお願いしたい。

さらに、環境省のウェブサイト上にも排出事業者責任の徹底を図る特設サイトを開設しており、こちらで上記の関連通知やチェックリストをまとめている。各都道府県・政令市においても、排出事業者が処理責任を適切に果たすよう指導及び周知徹底等をお願いしたい。

なお、法令や条例といった、事業者の行為や事務取扱いの標準となるものが廃棄物処理法の規定に相反する内容を定めている場合であっても、当該規則が廃棄物処理法に優先する法的関係にない限りは、廃棄物処理法の規定が適用されることとなるので御留意いただきたい（例えば、規則で委託契約書の省略を定めている場合であっても、産業廃棄物処理の委託に当たっては廃棄物処理法に基づき書面による契約が必要となる。）。

＜参考資料＞

- ・排出事業者責任の徹底について

<https://www.env.go.jp/recycle/waste/haisyutsu.html>

- ・行政処分の指針について

<https://www.env.go.jp/hourei/add/k104.pdf>

2. PCB 廃棄物処理に向けた取組について

(1) 地方公共団体の役割について

ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB 処理特措法）に基づき、事業エリア毎に処理期限が定められている（令和 4 年 3 月末には、豊田事業エリア、東京事業エリア、北海道事業エリアの変圧器・コンデンサー等の処分期間が終了。また、令和 5 年 3 月末には北海道・東京事業地域の安定器及び汚染物等に係る処分期間の終了を迎える。）【参考 1】。「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」においては、地方公共団体の役割として、地方公共団体自らも率先してその保管・所有する高濃度 PCB 廃棄物及び高濃度 PCB 使用製品の処分委託・廃棄を早期に進めることができることから、各都道府県・政令市におかれても、より一層積極的な取組をお願いする。また、各都道府県におかれでは、貴管下の市町村に関しても、同様の取組を促進していただきたい。

(2) PCB 廃棄物に係る留意事項について

① 高濃度 PCB 廃棄物について

高濃度 PCB 廃棄物の処理を計画的に進めていくためには、JESCO での着実な処理の実施に加え、各都道府県・政令市による保管事業者への指導徹底が極めて重要になる。各都道府県・政令市においては、引き続き、広域協議会等での調整等に加え、早期処理連絡会等を通じて関係者と連携しながら保管事業者への早期処理に関する指導徹底をお願いする。

また、公共施設における業務用・施設用照明器具の PCB が使用された安定器については、平成 12 年 12 月 13 日付け「業務用・施設用蛍光灯等の PCB 使用安定器の事故に関する対策について」（生衛発第 1798 号）において、原則として平成 13 年度末までにその交換を終える等の安全対策を講じるよう周知されてきたところであるが、近年になっても PCB が使用された安定器が破裂する事故が発生している。PCB 安定器が過去の調査で

は確認されずに未だ使用されている可能性があることにも十分留意し、改めて必要な確認をお願いしたい。

一方で、掘り起こし調査による新規発見もあり、高濃度 PCB 廃棄物の処理対象量が当初の見込みを大幅に上回っている。環境省としては JESCO とも連携して、以下に掲げる例のような処理促進策を講じてきたが、それでもなお、JESCO による処理の完遂のためには予定されていた処理期間よりもさらに長くの期間が必要となる見込みとなった。また、北九州事業対象地域について、事業終了後に新規発覚した変圧器・コンデンサー等の処理先がなく、継続保管となっていた。

<処理促進策の例>

- ・安定器の仕分けや分離処理等により処理を促進するとともに、地方環境事務所や JESCO、産廃振興財団による仕分け支援を強化。汚染物等についても性状を確認し、保管事業者と必要な前処理や仕分けを実施。
- ・今後新規発見が見込まれる変圧器・コンデンサー等の掘り起こしを着実に進めるため、関係省庁や自治体と連携した周知、産廃振興財団による判定支援を実施。
- ・PCB 廃棄物処理基金（後述）の使途を拡大し、処分費用に加えて、運搬費等への助成等を実施することで、処理を促進。

これらのことから、処理施設立地自治体にご理解頂いた上で、令和4年5月末に PCB 廃棄物処理基本計画を改定し、①高濃度 PCB 廃棄物については、事業終了への準備期間である事業終了準備期間も活用し処理を行うこと、②北九州事業対象地域内の変圧器・コンデンサー等については、JESCO 大阪事業所及び豊田事業所での広域処理を実施することとし、6月より新たな処理体制による処理を実施している。保管事業者への指導等、高濃度 PCB 廃棄物の処理完遂に向けて引き続きのご協力をお願いする。

② 低濃度 PCB 廃棄物について

廃棄物処理法に基づく無害化処理認定事業所数は令和4年5月末現在で 32 事業者となっている【参考2】。各都道府県・政令市においては、低濃度 PCB 廃棄物の保管事業

者に対して、無害化処理認定事業者における処理実施についての周知をお願いしたい。

また、基本計画において、無害化処理認定制度に加え廃棄物処理法に基づく各都道府県・政令市による特別管理産業廃棄物処分業の許可制度も活用しながら処理体制を確保するとしている。各都道府県・政令市においても、PCB 廃棄物を処理する施設の設置についての申請があれば、所要の手続・審査といった必要な対応をお願いしたい。

なお、PCB 汚染物（PCB 濃度 0.5%～10%）の処理体制について、無害化処理の認定申請のあった事業者の追加審査等を経た上で新たに認定を行い、令和2年4月以降に対象拡大した PCB 汚染物の受入を開始している。今後も無害化認定施設からの申請を随時受け付け、更なる処理体制の構築を進めていく。

低濃度 PCB 汚染物の該当性判断基準については、一部不明確であったことから、都道府県・政令市の判断が分かれることなどが課題となり、PCB 廃棄物の適正な処理の推進において支障となっていた。そのため、「低濃度 PCB 汚染物の該当性判断基準について（通知）」（平成31年3月28日付け環循規発第1903283号・環循施発第1903281号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長・ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長通知）を発出した。その際、分析方法の一部検出下限値の設定等について検討するとしていたが、技術的検討の結果、「低濃度 PCB 含有廃棄物に関する測定方法（第5版）」を取りまとめることに至ったため、改めて令和2年10月12日付けで同件名通知（環循規発第2010121号・環循施発第2010121号）を発出した。

PCB を含有した塗料についても、PCB 特別措置法において保管・所有事業者に対する処分期間内の処分が義務づけられている。調査実施要領を基に平成30年11月末より調査が開始され、令和3年3月31日時点の状況を取りまとめたところ。引き続き調査を進めいただき、全量把握に努めていただきたい。

また、環境省においては、低濃度 PCB 廃棄物の処分期間内（令和8年度末）の処分委託の確実な達成に向けて、その全体的な実態の把握に努めるとともに、使用中の機器等の交換や廃止、保管中のものの分析や廃棄など、処分委託契約の促進について、引き続き検討を進めることとしている。低濃度 PCB 廃棄物の実態把握のために、PCB 特措法届

出情報の分析、業界団体等への処理に向けた取組状況に関するヒアリング、中小事業者の低濃度PCB廃棄物等の把握・処理状況に関する実態調査を実施してきたところであり、これらの調査・分析結果も踏まえ、事業者による自主的な調査及び処理を促進するために令和4年3月に「低濃度PCBに汚染された電気機器等の早期確認のための調査方法及び適正処理に関する手引き」を作成した。また、低濃度PCB廃棄物処理に係るチラシ・パンフレットも作成しているところ、必要に応じてこれらを活用いただきながら、事業者への周知をお願いしたい。

高濃度PCB廃棄物処理事業

参考1

- 昭和43年 西日本を中心に広域で、米ぬか油へのPCB混入による食中毒「カネミ油症事件」が発生。
- 昭和47年 行政指導によりPCB使用製品の製造中止、回収等の指示。(国内使用量 累計約5.4万トン)

約30年間、民間主導で処理施設の立地
が試みられたが、全て失敗(39戦39敗)
→ 処理の停滞・保管の長期化

この間に、高圧変圧器・コンデンサー等
約1.1万台が紛失(平成10年 厚生省調査)
→ 漏洩等による環境リスクの増加

- 平成13年 PCB特措法成立。
- 国が主導し、全国5か所にJESCO(中間貯蔵・環境安全事業株式会社)の処理施設を、施設立地地域のご理解、ご協力の下、順次設置。

変圧器・コンデンサー等

- 世界でも類を見ない大規模な化学処理方式
- 平成16年 北九州、17年 豊田、東京、18年 大阪、20年 北海道(室蘭)の処理施設で順次処理を開始。

安定器・汚染物等

- 高温のプラズマ照射によりPCB廃棄物を保管容器(ドラム缶等)ごと溶融分解(プラズマ処理)
- 平成21年 北九州、25年 北海道(室蘭)の処理施設で順次処理を開始。

- 平成26年 各施設の処理期限(当初は平成28年7月)を延長。
- 平成28年 PCB特措法改正。**処分期間内(計画的処理完了期限の1年前まで)の処分の義務づけ等、期限内処理を確実にするための事項を措置。**



低濃度PCB廃棄物の無害化処理等体制の整備状況について 参考2(1)

無害化処理事業者の認定／許可の状況

【令和4年5月末現在の状況】

(1)無害化処理認定(大臣認定)

事業者数 32事業者(33施設)*

◎焼却方式 22事業者(23施設) *

(内、筐体処理:15事業者)

*うち事業者が2施設で認定取得

◎洗浄方式 10事業者

(内、分解・洗浄方式:2事業者)

移動式 8事業者

固定式 2事業者

(2)都道府県市の長の許可

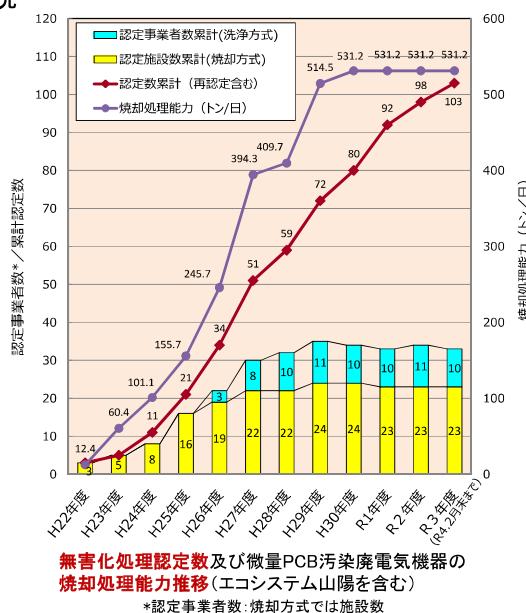
事業者数 4事業者

◎焼却方式 2事業者(2施設)

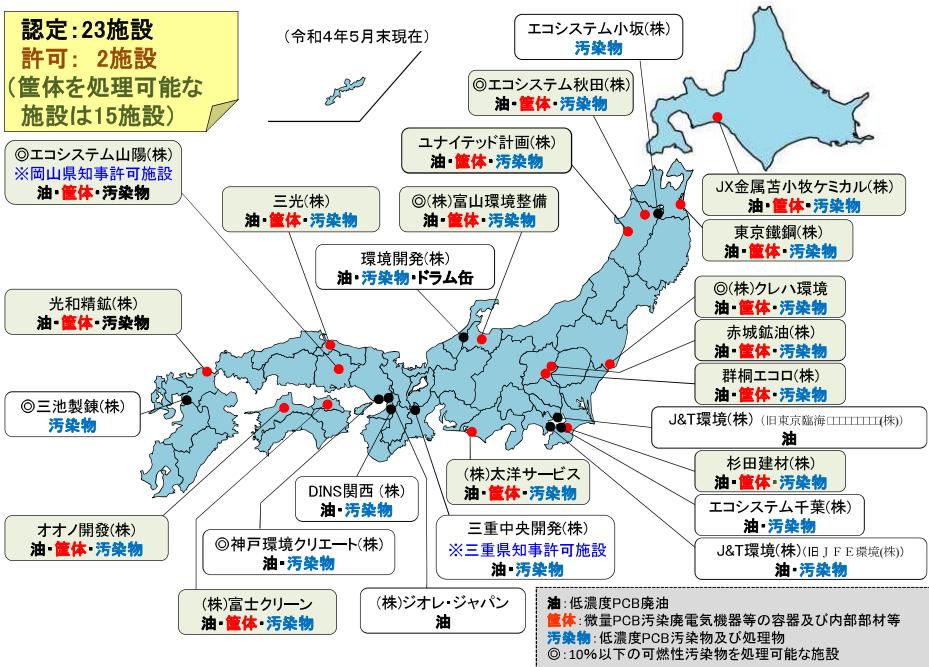
(内、筐体処理:1事業者)

◎洗浄方式 1事業者(固定式)

◎分解方式 1事業者(固定式)



低濃度PCB廃棄物の無害化処理施設《焼却方式》 参考2(2)



低濃度PCB廃棄物の無害化処理施設《洗浄方式》参考2(3)

1	● (株)かんでんエンジニアリング	洗浄（移動式）
2	★ 北電テクノサービス(株)	洗浄（移動式）
3	● (株)神鋼環境ソリューション	洗浄（移動式）
4	▼ ゼロ・ジャパン(株)	洗浄・分解（移動式）
5	★ 中国電機製造(株)	洗浄（移動式）
6	▼ 東芝環境ソリューション(株)	洗浄・分解（移動式）
7	★ (株)電力テクノシステムズ	洗浄（移動式）
8	● 九電産業(株)	洗浄（移動式）
9	○ 北海道電力ネットワーク(株)	洗浄（固定式）
10	◎ (株)イオン	洗浄（固定式）
参考	▽ (株)中部環境ソリューション	洗浄（移動式）※1
	✖ (株)日本シーガテック(株)	洗浄（固定式）※2
	● 日本シーガテック(株)	洗浄（移動式）※3

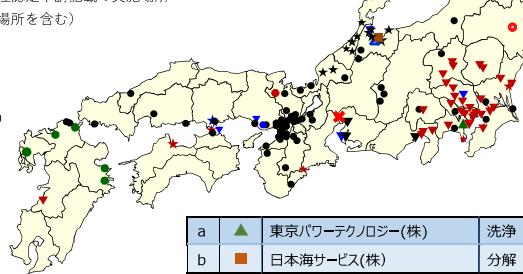
注) 移動式は無害化処理認定申請記載の実施場所
(処理が完了した場所を含む)

※1 平成30年6月廃止

※2 平成31年4月廃止

※3 令和3年12月廃止

(令和4年5月末現在)



a	▲ 東京パワーテクノロジー(株)	洗浄（固定式）川崎市
b	■ 日本海サービス(株)	分解（固定式）富山市

(3)未処理のPCB使用製品及びPCB廃棄物の掘り起こし調査並びに保管事業者等に対する指導、行政処分及び代執行について

各都道府県・政令市においては、基本計画に基づき、国、JESCO、電気保安関係等の事業者等と協力し、管内における未処理のPCB使用製品及びPCB廃棄物を網羅的に把握するための調査（掘り起こし調査）を行った上で、未処理事業者の一覧表を作成し、当該一覧表に記載された事業者に対し、処理の時期を確認するとともに、一日も早くJESCOへの処理委託が行われるよう、必要な指導を行う必要がある。

このため、環境省はこれまでに実施されたPCB廃棄物等の掘り起こし調査の実施結果を踏まえ、平成30年8月に、「PCB廃棄物等の掘り起こし調査マニュアル（第5版）」を通知した。また、令和3年1月に旧財団法人電気絶縁物処理協会が作成した「電気絶縁物処理協会台帳データ」（P協データ）とJESCO登録情報を突合した「JESCO未登録台帳」の活用に関して、令和3年2月に掘り起こし事例集の活用に関して事務連絡を発出した。また、自治体間で掘り起こし事例等の共有する場として、自治体間ネットワークWebサイトの管理を行っているので必要に応じて活用されたい。

各都道府県・政令市におかれましては、管内におけるPCB廃棄物等の状況を把握する際に当

該マニュアル等を活用し、PCB 廃棄物等の掘り起こし調査を実施の上、一日も早い PCB 廃棄物の処理完了に向けて、適切な対応をお願いしたい。また、法に基づく報告徴収・立入検査権限も活用し、掘り起こし調査の早期実施・完了をお願いする。

なお、平成 29 年度より、「高濃度 PCB 使用製品等の調査経費」として地方交付税交付金の措置を講じているところ、こうした点を踏まえ、各自治体において、PCB 特措法に基づく事務の適正な執行に必要な体制の整備に向け、必要な措置を講じていただくようお願いする。また、令和 4 年度の請負業務において、以下の掘り起こし調査等の支援を予定しており、積極的に活用されたい。【参考 3】

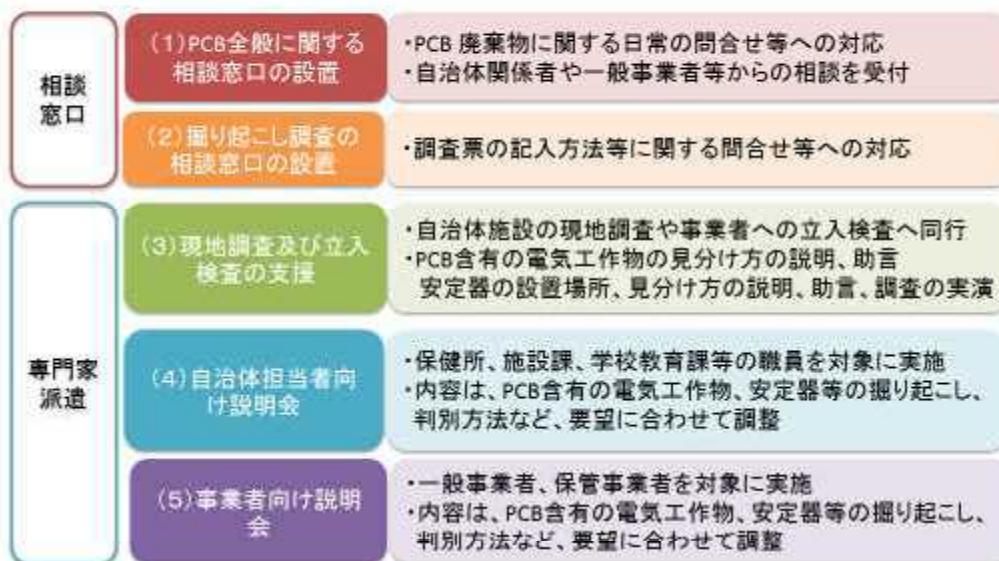
- ・PCB 全般に関する相談窓口の設置による支援
- ・各都道府県・政令市が実施する掘り起こし調査に対する支援
- ・各都道府県・政令市が実施する現地調査・立入検査に対する支援
- ・自治体担当者向け説明会の開催による支援
- ・事業者向け説明会に対する支援

高濃度 PCB 廃棄物については、その処分期間を経過してもなお、処理責任を有する事業者による処理が行われない場合、あるいは処理責任者が確知できない場合は、処理完了のために、法に基づく行政処分及び代執行をお願いする。代執行における処理費用については、保管事業者からの処理費用の徴収が困難な場合を想定し、独立行政法人環境再生保全機構に設置された PCB 廃棄物処理基金（後述）から代執行による処理に要した額の 75%を支援するとともに、20%を地方交付税の特別交付税措置で財源を担保している。そのほか、各都道府県・政令市の取組を支援するため、各地域の地方環境事務所の体制強化等も実施している。

都道府県市による掘り起こし調査の支援

参考3

- ・PCB廃棄物等の掘り起こし調査に際して、相談窓口の設置、専門家の現場派遣を実施。



(4) その他の早期処理促進策

① PCB廃棄物処理基金について

PCB廃棄物処理基金については、中小企業者等が保管しているPCB廃棄物における計画的処理完了期限内の処理に要する費用の一部に充てるため、独立行政法人環境再生保全機構に設置され、中小企業者の処理費用の70%軽減措置が行われている。また、破産している法人及びPCB廃棄物を保管する個人（ただし、個人事業主を除く。）並びにPCB特措法上の保管事業者に該当しない者については、70%軽減措置を活用しても処理ができない者がいること等に鑑み、処理費用の95%軽減措置を行うこととしている。一方で、前述のとおり当該基金は、計画的処理完了期限内の処理の推進の観点から措置が拡充されてきたものであるが、確実かつ適正な処理を促進する観点から、計画的処理完了期限後の事業終了準備期間中においても、国からの国庫補助金においては引き続きその処理に要する費用（処分費用に限る。）の44%軽減措置を行うこととした。【参考4】

各都道府県・政令市におかれでは中小企業者等に対し、PCB廃棄物の処理費用の軽減に関する周知を行っていただくよう引き続きお願ひする。

② 日本政策金融公庫における貸付制度

日本政策金融公庫において、平成 29 年度から高濃度 PCB 廃棄物及び低濃度 PCB 廃棄物を処分しようとする中小事業者に対する貸付制度が開始された。貸付の対象は処理委託までの保管に係る費用、処理施設までの運搬費用及び処分に係る費用（JESCO の 70% 補助分は除く。）等の PCB 廃棄物処理に必要な長期運転資金である。【参考 5】

各都道府県・政令市におかれでは、本貸付制度が広く活用され早期処理が促進されるよう、積極的な周知をお願いする。

③ 中小企業等における PCB 使用照明器具の LED による CO₂ 削減推進事業

環境省では、中小企業等を対象に、PCB 使用照明器具の LED 照明への交換、PCB 含有有無の調査の一部を支援することにより、PCB 早期処理を促進するとともに、二酸化炭素の排出の抑制を図ることを目的にした補助事業を行っている。本事業は今年度が最終年度となるが、今年度の申請受付が始まったところであり、本制度の活用により、PCB 使用安定器の処分期間を迎える東日本地域（北海道・東京事業エリア）における早期処理が促進されるよう、各都道府県・政令市におかれても積極的な周知をお願いする。【参考 6】

④ PCB 廃棄物の早期処理に向けた普及啓発

環境省では、PCB 廃棄物の適正処理推進に向け、ポリ塩化ビフェニル廃棄物早期処理情報サイトの開設・運営を行っているほか、今後、パンフレットの作成・配布、今後処分期間を迎える地域でのテレビ CM の放映等を行う予定であり、PCB 廃棄物早期処理推進に当たり積極的に活用いただきたい。また、PCB 廃棄物の更なる処理推進に向けて、各都道府県・政令市においても保管事業者等への普及啓発等を実施いただくようお願いする。

<参考資料>

- ・環境省 PCB 廃棄物関連ウェブサイト

<https://www.env.go.jp/recycle/poly/index.html>

- ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物早期処理情報サイト

<https://pcb-soukishori.env.go.jp/>

- ・PCB 使用照明器具の LED 化による補助金制度サイト

https://www.sanpainenet.or.jp/pcb_led/

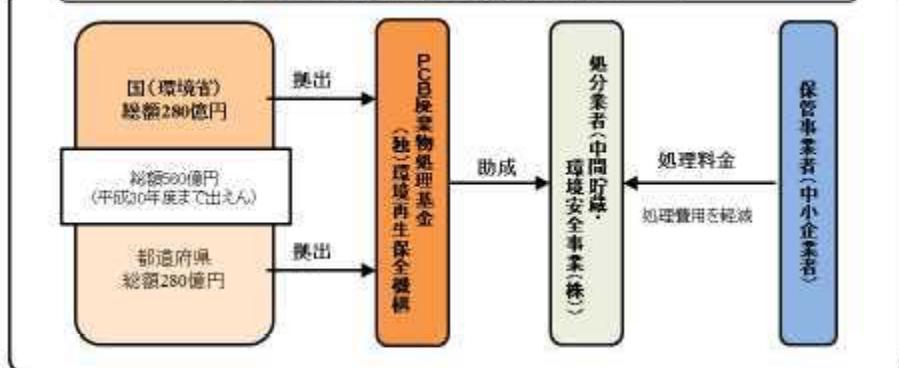
中小企業者等の負担軽減措置

参考4

- ・中小企業者等が、高濃度PCB廃棄物の処分をJESCOに委託して行う場合に、その費用が軽減されるよう、PCB廃棄物処理基金から、中小企業者等の費用負担軽減に要する額を支出している。
- ・**収集運搬等及び処分に要する費用**について、**中小企業者等に対しては70%を軽減**するとともに、特に費用負担能力が脆弱な個人※については**95%を軽減**。

※事業を廃止して個人で保有している者等。個人事業主は除く。

基金による中小企業者助成の流れ(イメージ)



日本政策金融公庫における貸付制度(PCB廃棄物処理に係る運転資金)

参考5

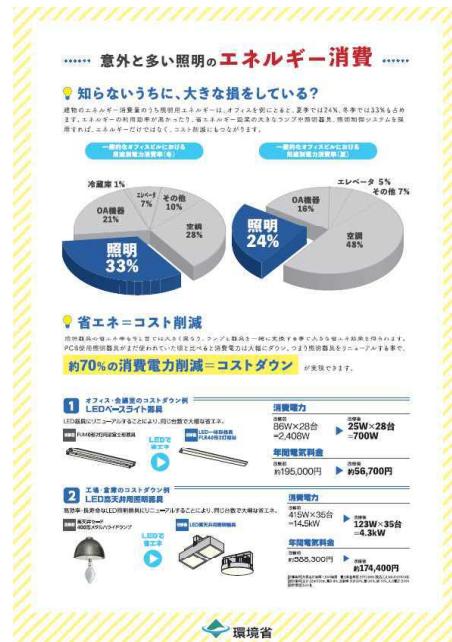
- ・制度対象：自ら保有する高濃度PCB廃棄物及び低濃度PCB廃棄物を中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）や無害化認定施設等において処理しようとする者
- ・融資種類：長期運転資金（事業者が、処理せざるを得ない廃棄物に一度に多くの資金が必要な場合に、事業を継続しながら、返済していくつなぎ資金のような制度のこと）
- ・貸付対象：中小事業者（PCB廃棄物の保管事業者）
- ・制度創設事業部：日本政策金融公庫 中小事業部及び国民生活事業部



中小企業等におけるPCB使用照明器具のLED化によるCO2削減推進事業

参考6

● 令和4年度チラシ



3. 不法投棄及び不適正処理対策について

各都道府県・政令市の協力を得て取りまとめた「産業廃棄物の不法投棄等の状況（令和2年度）」によると、令和2年度に新たに判明したと報告された不法投棄は、件数が139件（前年度151件、-12件）、投棄量は5.1万トン（前年度7.6万トン、-2.5万トン）であった。ピーク時に比べて件数・量ともに減少傾向にあるものの、依然として毎年新たな不法投棄が報告されており、撲滅には至っていない。

また、令和2年度に新たに判明したと報告のあった不適正処理は、件数が182件（前年度140件、+42件）、不適正処理量は8.6万トン（前年度5.6万トン、+3.0万トン）であった。

なお、令和2年度末における不法投棄及び不適正処理事案は、残存件数が2,782件（前年度2,710件、+72件）、残存量は1,567.4万トン（前年度1,562.6万トン、+4.8万トン）、そのうち現に生活環境保全上の支障又はそのおそれがあり、それらの支障の除去等に着手している又は計画的に実施すると報告のあった事案は92事案であった。

<参考資料>

- ・産業廃棄物の不法投棄等の状況（令和2年度）について

<https://www.env.go.jp/press/110443.html>

（1）未然防止・拡大防止対策

環境省では、未然防止及び拡大防止対策を強化するため、国、各都道府県・政令市、市民等が連携して具体的な監視活動や啓発活動を実施するなど、取組強化を図ってきたところである。引き続き、国と各都道府県・政令市が緊密に連携し、監視活動等を推進するとともに、産業廃棄物の実務、関係法令等に精通した専門家チームを派遣して原因者への責任追及や支障除去の手法等を助言することにより各都道府県・政令市を支援する「不法投棄等事案対応支援事業」を実施するなど、未然防止・拡大防止のための取組

を推進していく。

各都道府県・政令市におかれても、引き続き、地方環境事務所との連携を図り、不法投棄等対策を強力に推進し、対応に万全を期されたい。併せて、不法投棄等対策には、未然防止はもとより早期発見、早期対応による拡大防止が重要であることから、監視や立入検査を強化し、事案が確認された際には、「行政処分の指針について」（令和3年4月14日付け環循規発第2104141号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知）を踏まえ、生活環境の保全を図るため、権限の行使を怠ることなく措置命令を発出するなど、行政処分等を速やかにかつ厳正に実施されたい。

（2）支障除去等に対する支援

①産廃特措法に基づく支援

平成10年6月16日以前に行われた不法投棄等を対象とする産廃特措法については、その期限が令和4年度末とされている。同法に基づき、生活環境保全上の支障等を除去するための実施計画を策定し、平成25年3月末までに環境大臣に協議し、同意を得た各都道府県・政令市においては、支障除去等事業が計画期間内に確実に完了するよう、引き続き着実に事業を実施されたい。

②廃棄物処理法に基づく支援

平成10年6月17日以降に行われた不法投棄等については、廃棄物処理法に基づく基金から支援を行ってきたところである。各都道府県・政令市において基金の支援を受けることを検討される場合には、環境省及び同基金が設けられている公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団に早めに連絡いただきたい。

当該基金は、国と産業界が協力して造成しており、産業界の負担については、平成27年度から、マニフェストを頒布等している団体等（マニフェスト頒布団体等）の協力を得ている。「令和2年度支障除去等に対する支援に関する検討会」において、支援の在り方の点検・評価について検討が行われ、令和2年10月に「令和2年度支障除去等に対

する支援に関する検討会報告書」が取りまとめられた。報告書では、「産業界の負担分の残高は、本制度創設以来過去最少となっている。産業界と国の負担割合を維持しつつ支援をすると、今後支援額の大きい事案が発生した場合は、早ければ令和3年度にも基金が枯渇することが懸念される。」とされており、支援の在り方の見直しとして以下の点が挙げられた。

<令和3年度以降の支援の在り方の見直しについて>

(1) 産業界からのより幅広い出えんの協力について

○マニフェスト頒布団体等以外の産業界の関係団体等にも、国から任意の出えんの協力依頼を行う

○マニフェスト頒布団体等に対しても引き続き協力を求める

(2) 支援額の絞り込みについて

○支援額の算定に当たり主に以下の点について考慮する

- ・不法投棄等事案の発覚前の不法投棄等の未然防止措置について
- ・不法投棄等事案の発覚時の行政対応について
- ・不法投棄等事案の発覚後の不法投棄等の未然防止措置の強化について
- ・他の都道府県等からの産業廃棄物の受入実態について

○詳細な運用は、基金を管理している産業廃棄物適正処理推進センターが、都道府県等の状況を聴取し、環境省と協議して決定する

(3) 支援のあり方についての今後の方向性

○国は、本基金への出えんによって社会貢献をしていると評価されるような仕組み等によって、出えんに協力しやすい環境を整備することを検討する

○本基金制度の効果を持続可能なものとするため、基金の運用状況及び今後の社会情勢を踏まえつつ、国は、関係者の協力を得て、必要に応じ3年後を目途に支援の在り方を見直すこととする

このうち、（1）については、広く産業界の関係団体等にも任意の出えんの協力依頼を行い、令和3年度には、マニフェスト頒布団体等11者と、マニフェスト頒布団体等以外の産業界の24者から出えんを頂いている。今後も、引き続き、産業界に対してより幅広い出えんの協力をお願いしていくこととしている。

（2）については、「産業廃棄物不法投棄等原状回復支援事業等実施要領等の改正について」（令和4年5月13日付け適セ第20222040号公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団理事長通知）のとおり、支援額の算定を試行実施していくこととなった。支援を希望する都道府県・政令市におかれでは、十分留意願いたい。

検討会報告書を受けて、国、都道府県等及び産業界が一致協力して不法投棄・不適正処理の撲滅に向けた取組を引き続き強力に推進するとともに、基金の安定的な運用に努めていくこととしているので、御理解・御協力をお願いしたい。

＜参考資料＞

- ・令和2年度支障除去等に対する支援に関する検討会について

https://www.env.go.jp/recycle/ill_dum/com_support-restore/post_69.html

- ・不法投棄等の支障除去等事業に対する財政支援（産業廃棄物適正処理推進センター基金）について

https://www.env.go.jp/recycle/ill_dum/tekisei_kikin.html

（3）廃棄物混じり盛土による災害防止対策

令和3年7月の熱海の土石流災害を受けて、盛土による災害の防止のための対応方策を検討するため、「盛土による災害防止のための関係府省連絡会議」及び「盛土による災害の防止に関する検討会（以下「有識者検討会」という。）」が設置された。

令和3年8月に、環境省を含む関係省庁連名で、全国の都道府県に盛土の総点検を依頼し、土地利用規制所管部局が危険な盛土を把握・目視点検し、廃棄物の混入が疑われる場合は、各都道府県・政令市の産廃部局により廃棄物の有無を確認いただいた。令和

4年3月末時点において、対象の約3.6万箇所のほぼ全て(99.9%)の盛土について点検完了しており、廃棄物の投棄等が確認された盛土は142箇所であった。

盛土の総点検で確認された、危険が想定され、産業廃棄物の不法投棄等の可能性がある盛土については、各都道府県・政令市が実施する調査及び支障除去等事業を支援することとしている。各都道府県・政令市において、盛土緊急対策事業による支援を受けることを検討される場合には、環境省及び調査事業の補助金(令和4年度)の執行団体であり、かつ、支障除去等事業のための廃棄物処理法基金が設けられている公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団に早めに連絡いただきたい。

環境省における「盛土緊急対策事業」

盛土の総点検で確認された、危険が想定され、産業廃棄物の不法投棄等の可能性がある盛土について、都道府県等の調査及び支障除去等事業を支援する(国土交通省と農林水産省が行う盛土の調査及び危険箇所対策の支援事業と連携して実施)。

(1) 産業廃棄物緊急対策調査事業 (令和3年度補正予算)

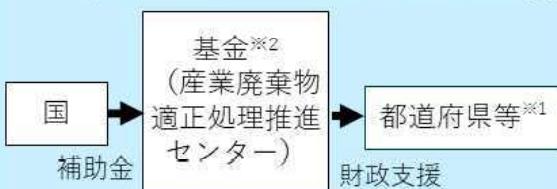


【新規】盛土に不法投棄等された産業廃棄物の調査に対する補助

<補助率>

- ①崩落のおそれがある盛土：1/2
②①に加え崩落の兆候・近隣に人家等がある：2/3

(2) 産業廃棄物緊急対策原状回復事業 (平成10年度創設の基金による支援)



【新規】盛土に不法投棄等された産業廃棄物の支障除去等に対する補助

<補助率>

- ①崩落のおそれがある盛土：1/2
②①に加え崩落の兆候・近隣に人家等がある：2/3
③①又は②以外にも産廃起因の支障(おそれ含む)がある：7/10

※2 基金には、産業界からの出金もあるが、盛土緊急対策事業における都道府県等への補助金は、全額国負担分から支出する。

<※1 都道府県等負担額に対する地方財政措置(特別交付税)>

(1) (2) 共に ①補助率1/2：措置率50% ②補助率2/3：措置率70% ③補助率7/10：措置率80%

5

また、令和3年12月の有識者検討会の提言を踏まえ、盛土による災害の防止に全力で取り組んでいく必要があるが、不法盛土については、地方公共団体における新たな盛土規制法所管部局だけでなく、廃棄物の不法投棄対策を行う廃棄物担当部局や、不法行為の取締りを行う警察等関係部局等と緊密に連携した対応が不可欠である。そこで、都道

府県・政令市におかれでは、関係者による定期的な連絡会議の開催や、必要に応じて、人事交流を行うなど、関係部局間の連携強化をお願いしたい。さらに、ワンストップ相談窓口の整備などにより、住民等が不法盛土を認識しやすく、通報しやすい環境を整備するとともに、入手した不法盛土に関する通報情報を共有することで、不法盛土の早期発見に努めていただきたい。

また、廃棄物混じり盛土の発生防止のためには、建設現場等における遵守体制をさらに強化することが重要であるため、建設リサイクル担当部局、環境部局、労働基準監督署が連携し、実施している建設現場パトロールや、建設現場への立入調査時における排出事業者（元請業者）のマニフェスト交付確認などの取組の強化をお願いしたい。環境省においても、不法投棄等事案について、都道府県・政令市への専門家派遣による技術的助言事業の対象に、昨年度から廃棄物混じり土を加えたほか、廃棄物混じり盛土事案への対応のポイントを説明・共有するためのセミナーを開催するとともに、国土交通省と連携して、産業廃棄物の適正処理を目的に、建設業者に対する都道府県・政令市の廃棄物担当部局担当窓口の再周知を行うなど、盛土による災害の防止に取り組んでいく。

なお、令和3年12月の有識者検討会の提言において、「廃棄物処理法においては、廃棄物処理業者が廃棄物処理法以外の法令に違反し、廃棄物処理業者として廃棄物の適正な処理を確保することができないと認められる場合、当該廃棄物処理業者に対して事業の停止を命ずることができる。廃棄物処理業者が新たな法制度や貨物自動車運送事業法に違反した場合についても、適切に対処するべきである」旨の指摘がなされている。本年5月に「宅地造成等規制法の一部を改正する法律」（令和4年法律第55号。通称「盛土規制法」）が公布され、「宅地造成等規制法」を抜本的に改正して、新たな法制度である「宅地造成及び特定盛土等規制法」とし、土地の用途にかかわらず、危険な盛土等を包括的に規制することとなったことを踏まえところであり、当該指摘事項に留意の上、その運用に遺漏なきを期したい。

＜参考資料＞

- ・盛土による災害の防止に関する検討会（内閣府（防災担当））

<https://www.bousai.go.jp/kaigirep/kentokai/moridosraigai/>